平成２７年（フ）第１６７号
相模原市中央区光が丘３丁目３番３－６号、住民票上の住所川崎市川崎区浜町１丁目６番11－２号
債務者　石井　　純
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第１７４号
相模原市中央区弥栄２丁目12番３号　ＦＹプラザ203
債務者　久保田　聡
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第１７８号
相模原市中央区富士見３丁目１番11号　カナディアンハイツ八木101
債務者　花田　岩美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第３２号
福岡県豊前市大字松江386－１　榎本勝利方、住民票上の住所大分県宇佐市住吉町１丁目37番地の５　徳田アパート201
債務者　柴山　正哉（旧姓髙橋・高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２７年（フ）第１７４号
岩手県滝沢市穴口454番地１
債務者　松井　勝之
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２７年（フ）第３４号
福島県会津若松市館脇町10番48号、前住所福島県会津若松市表町５番30号
債務者　渡部加代子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２７年（フ）第１９４号
埼玉県所沢市こぶし町18番20号
債務者　橘内　　実
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第２１９号
埼玉県坂戸市中富町２番22号
債務者　小林　達夫
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第２２８号
埼玉県日高市高萩1724－１、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1157番地12　サンビレッジⅡ305
債務者　中川　洸一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第２５１号
埼玉県川越市仙波町１丁目16番地43
債務者　岡田　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第５５号
岐阜県多治見市笠原町1851番地の９
債務者　甲埜　治子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２７年（フ）第５８号
北海道室蘭市高砂町４丁目31番４号
債務者　佐伯　浩一
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２７年（フ）第６８号
北海道伊達市長和町508番地１、前住所北海道伊達市末永町12番地30
債務者　田村　芳雄
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２７年（フ）第８７号
北海道河東郡音更町木野東通４丁目８番地13　セフィーラリーノ１－Ｄ号
債務者　氣仙　進一
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第３９号
新潟県新発田市島潟1398番地
債務者　相馬　直子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２７年（フ）第１０７号
静岡県富士市横割６丁目17番４号、前住所静岡県伊豆の国市四日町530番地の３　木村アパートＡ号
債務者　稲持　　翼
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第１１５号
静岡県富士市中里1219番地　愛鷹ハイツ102号、前住所静岡県富士市中野487番地の17
債務者　桶川　範昭（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
静岡地方裁判所富士支部